



平成21年5月28日

各位

会社名 株式会社 福岡中央銀行
代表者名 取締役頭取 末松 修
(コード番号 8540 福証)
問合せ先 取締役総合企画部長 中島 健二
(TEL 092-751-4429)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第88期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当行は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ② 「株券の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当行定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ③ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 「社債等登録法」が廃止されたことに伴い、現行定款第2条第1項第5号の文言の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金)
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

以上

定款の一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条(商号) (条文省略)	第1条(商号) (現行どおり)
第2条(目的) (条文省略)	第2条(目的) (現行どおり)
①～④(条文省略)	①～④(現行どおり)
⑤ 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務	⑤ 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
⑥(条文省略)	⑥(現行どおり)
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条(発行可能株式総数) (条文省略)	第6条(発行可能株式総数) (現行どおり)
<u>第7条(株券の発行)</u> <u>当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第8条(自己の株式の取得) (条文省略)	第7条(自己の株式の取得) (現行どおり)
第9条(単元株式数) (条文省略)	第8条(単元株式数) (現行どおり)
<u>第10条(単元未満株券の不発行)</u> <u>当銀行は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	(削除)
第11条(単元未満株式についての権利) 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条(単元未満株式についての権利) 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
①～④(条文省略)	①～④(現行どおり)
第12条(単元未満株式の買増し) (条文省略)	第10条(単元未満株式の買増し) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第 <u>13</u> 条 (株式取扱規程)</p> <p>当銀行が発行する株券の種類ならびに株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>14</u> 条 (株主名簿管理人)</p> <p>(1) ~ (2) (条文省略)</p> <p>(3) 当銀行の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当銀行においては取り扱わない。</u></p> <p>第 <u>15</u> 条 (基準日)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>第 <u>16</u> 条 ~ 第 <u>43</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>11</u> 条 (株式取扱規程)</p> <p>当銀行の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>12</u> 条 (株主名簿管理人)</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当銀行においては取り扱わない。</p> <p>第 <u>13</u> 条 (基準日)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>第 <u>14</u> 条 ~ 第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p>